



(証券コード 9509)

2025年6月5日

(電子提供措置の開始日：2025年5月27日)

株 主 各 位

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 齋藤 晋

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://s.srdb.jp/9509/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時20分までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

7頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、
2025年6月25日（水曜日）午後5時20分までに各議案に対する賛否をご入力ください。

◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとし、議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)

2. 場 所 札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール
※会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

▼地図はこちら



3. 会議の目的事項

報 告 事 項 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

第1号議案 剰余金処分の件

普通株式の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

優先株式の配当金につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

第 2 号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条に定める事業目的を変更するもの
あります。

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了
となりますので、8 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者 番号	氏 名		候補者 番号	氏 名	
1	ふじ 藤 井 裕	再任	5	かつ 勝 海 和 彦	再任
2	さい 齋 藤 晋	再任	6	つち 土 田 拓	再任
3	うえ の まさ ひろ 上 野 昌 裕	再任	7	にい ぬま あき と 新 沼 彰 人	新任
4	こ ばやし つよ し 小 林 剛 史	再任	8	よし かわ たけし 吉 川 武	再任 社外 独立

第 4 号議案 監査等委員である取締役 1 名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役長谷川 淳氏が辞任いたしますの
で、補欠として監査等委員 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者 番号	氏 名	
1	い がらし とし ふみ 五十嵐 敏 文	新任 社外 独立

<株主提案（第 5 号議案から第 14 号議案まで）>

第 5 号議案 定款一部変更の件（1）

「事業性・公共性・倫理性がない原子力事業からの撤退」の章の新設

第 6 号議案 定款一部変更の件（2）

「会計原則違反の付け替えを止め、原発を含む巨額を投じる発電設備のライフタイム
コストを明示」の章の新設

第 7 号議案 定款一部変更の件（3）

「泊原発沖の海底活断層に伴う地震動を、変動地形学の知見で評価し直し安全対策に生かす」の章の新設

第 8 号議案 定款一部変更の件（4）

「地熱発電の更なる推進」の章の新設

第 9 号議案 定款一部変更の件（5）

「コンプライアンス・ガバナンス体制強化 企業倫理委員会の在り方」の章の新設

第10号議案 定款一部変更の件（6）

「大容量のバックアップ電源を必要とする原子力発電を「脱炭素電源」と称しない」の章の新設

第11号議案 定款一部変更の件（7）

「北海道電力ネットワーク株式会社を完全分離する」の章の新設

第12号議案 定款一部変更の件（8）

「相談役、顧問の廃止」の章の新設

第13号議案 定款一部変更の件（9）

「取締役および顧問への報酬の個別開示」の章の新設

第14号議案 定款一部変更の件（10）

「議決権個数の正確な計数」の章の新設

取締役会としては、いずれの株主提案にも反対しております。

各号議案の内容等は、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」に記載しております。

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま 1 名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(2) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日 3 日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、1頁に記載の各ウェブサイトの「電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項」に記載しております。

なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

○事業報告の以下の事項

- ・企業集団の現況に関する事項のうち、「財産及び損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」
- ・会社の株式に関する事項
- ・会社役員に関する事項のうち、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約の内容の概要」、「社外役員の主な活動状況」
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

○連結計算書類

○計算書類

○連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

○会計監査人監査報告書

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎当社ウェブサイトには事業報告についての説明動画を掲載しておりますので、ご覧ください。

[当社ウェブサイト]

<https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html>



議決権行使のご案内

1 頁に記載の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。内容をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



**株主総会
開催日時**

2025年6月26日（木曜日）午前10時開催
(受付開始予定時刻 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

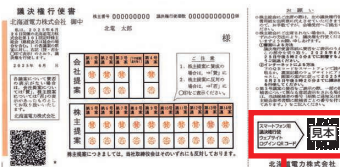
株主総会にご出席されない場合



行使期限

**2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分到着分まで**

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（同封の「記載面保護シール」をご利用ください。）各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。





行使期限

**2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください 

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」・「パスワード」は裏面に記載されています。

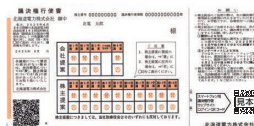


インターネットによる議決権行使のお手続きについて

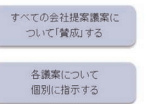
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」ボタンを押してください

「次へすすむ」

- ② 招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力してください。

「議決権行使コード」を入力

ログイン

「次へ」ボタンを押してください

「次へ」

- ③ 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」及び株主さまがご使用になる「新しいパスワード」を入力してください。

「パスワード」を入力

「登録」ボタンを押してください

登録

- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 【ご注意】
- * 初回ログインの際に変更したパスワードについては、大切に保管してください。
 - * パスワードは、一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - なお、パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。
 - * インターネットに関する費用（プロバイダー接続料、通信料等）は、株主さまのご負担となります。
 - * 「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【ご利用環境】 インターネットのご利用環境によっては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

「議決権行使ウェブサイト」
の操作方法等に関する
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524 受付時間 9:00~21:00（年末年始を除く）

機関投資家のみなさまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に 「ネットで招集」のご案内

▼ アクセスはこちら



<https://s.srdb.jp/9509/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

Point 1 QRコードを読み取り、議決権行使サイトへ簡単アクセス

「ネットで招集」トップページ右上の「スマート行使」ボタンを押し、「OK」を選択すると、お手元の端末のカメラが起動します。

議決権行使書紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」を押してください。

「OK」を押すと、ログインいただけます。

Point 2 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

Point 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。



事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

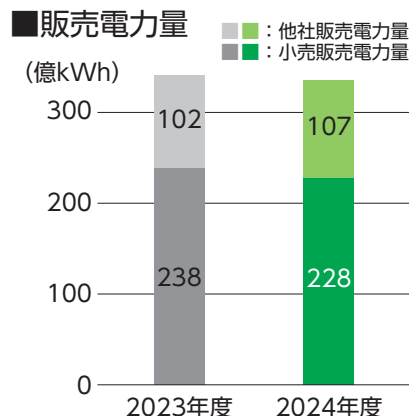
2024年度のが国経済は、不安定な国際情勢が続き、一部に足踏みが残るものの、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に設備投資や個人消費が増加するなど、緩やかに回復しました。北海道経済については、設備投資やインバウンド需要が増加するなど、持ち直しの動きがみられました。

このような状況のもと、当社においては、きめ細やかな販売活動や多様なサービスの提供により収益拡大を図るとともに、カイゼン活動やDX（デジタルトランスフォーメーション）などの取り組みを通じ効率化・コスト低減を一層強力に推進してきました。

当年度の小売販売電力量は、夏季の気温が前年度に比べ低かったことによる冷房需要の減少や冬季の高気温による暖房需要の減少などにより、前年度に比べ4.1%減の228億キロワット時となりました。

他社販売電力量は、再生可能エネルギーの買取増加に伴う販売量の増加などにより、前年度に比べ5.5%増の107億25百万キロワット時となりました。

当年度の連結決算の営業収益（売上高）は、燃料価格の低下に伴う燃料費等調整額の減少などにより、前年度に比べ517億31百万円減の9,020億53百万円となり、営業外収益を加えた経常収益は、511億68百万円減の9,056億27百万円となりました。



経常利益は、前年度の燃料費等調整制度の大幅な期ずれ差益が解消したことによる収支の悪化などにより、前年度に比べ232億64百万円減の640億51百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益に加え、核燃料売却益を特別利益に計上したことなどにより、642億18百万円となりました。

なお、事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

(1) 北海道電力

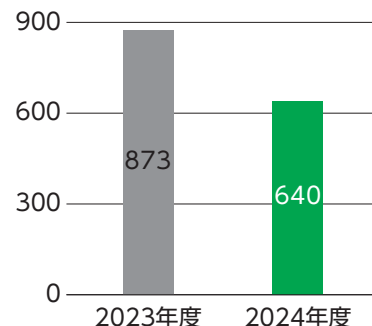
営業収益（売上高）は、燃料価格の低下に伴う燃料費等調整額の減少などにより、前年度に比べ735億89百万円減の7,880億51百万円となりました。経常利益は、前年度の燃料費等調整制度の大幅な期ずれ差益が解消したことによる収支の悪化などにより、前年度に比べ152億71百万円減の536億89百万円となりました。

(2) 北海道電力ネットワーク

営業収益（売上高）は、最終保障供給による電力料の減少はありましたが、再生可能エネルギーの買取増加に伴う卸販売収入が増加したことなどにより、前年度に比べ73億93百万円増の3,211億89百万円となりました。経常利益は、需給調整市場における調整力確保費用が増加したことなどにより、前年度に比べ95億51百万円減の11億15百万円となりました。

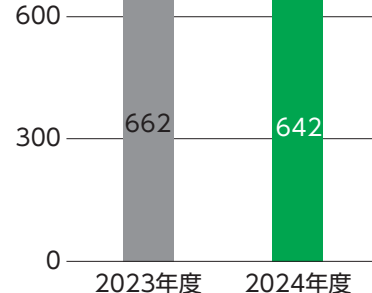
■経常損益

(億円)



■親会社株主に帰属する当期純損益

(億円)



(3) その他

営業収益（売上高）は、前年度に比べ10億25百万円減の1,539億54百万円となり、経常利益は、電気通信事業の携帯電話事業者への回線提供収入が増加したことなどにより、前年度に比べ5億80百万円増の121億72百万円となりました。

		(百万円)
		2024年度
営業収益（売上高）		902,053
	北海道電力	788,051
	北海道電力ネットワーク	321,189
	その他	153,954
	事業間の内部取引消去	△361,142
経常利益		64,051
	北海道電力	53,689
	北海道電力ネットワーク	1,115
	その他	12,172
	事業間の内部取引消去	△2,926

当年度の普通株式の配当金については、昨年11月に中間配当金として1株につき10円をお支払いしていますが、当年度の業績及び中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案し、期末配当金についても、中間配当金と同じく1株につき10円とし、年間20円の配当を実施したいと存じます。

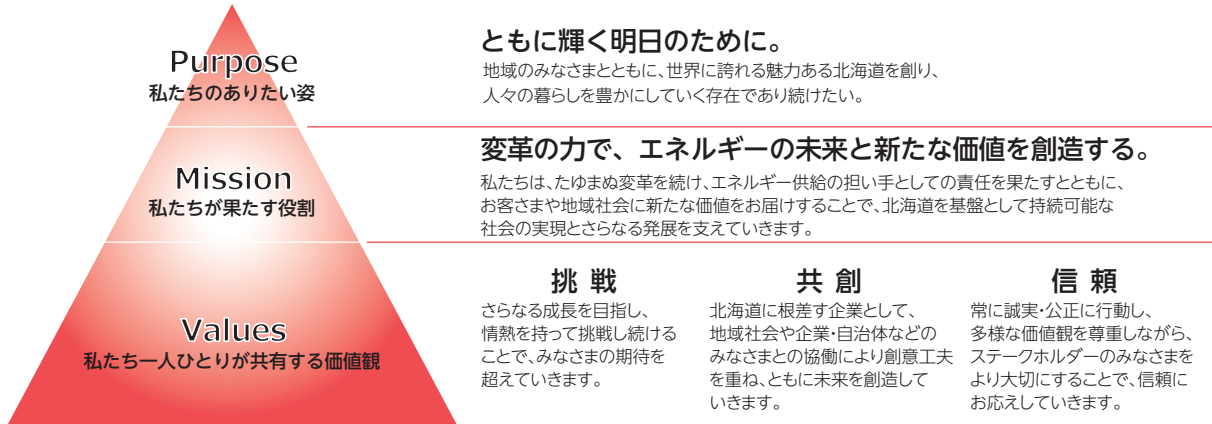
また、優先株式の配当金については、定款の定めに従い実施したいと存じます。

2. 対処すべき課題

【ほくでんグループが中長期で目指す姿】

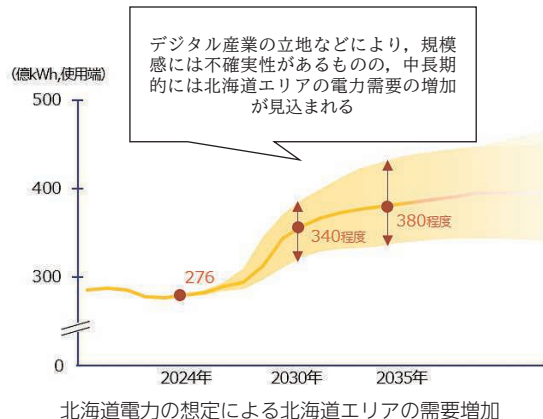
(1) ほくでんグループの新たな経営理念

ほくでんグループは、経営環境が絶えず変化するなかにおいても、さらなる事業成長と持続可能な社会の実現に向けて変革を続け、北海道を基盤とした経営を進めていきます。このような思いを改めて整理し、さらに具体的な行動につながるよう新たな経営理念として位置づけました。



(2) ほくでんグループ経営ビジョン2035

北海道では、次世代半導体工場や大型データセンターといったデジタル産業の立地が計画されるなど、北海道の発展に向けた強力な追い風が吹いています。一方、高齢化や人口減少が進んでいくことにより変わりはなく、将来的には働き手不足などにより公共サービスや社会インフラの維持が難しくなる可能性もあることから、これらの課題解決に向けた取り組みも必要となります。



このようななか、北海道とともにほくでんグループが力強く成長していくため、本年3月、2035年において目指す姿として、「ほくでんグループ経営ビジョン2035」を策定しました。本ビジョンにおいて定めた経営テーマや持続的な企業価値向上方策を踏まえた取り組みを展開し、経営目標の達成を目指しています。

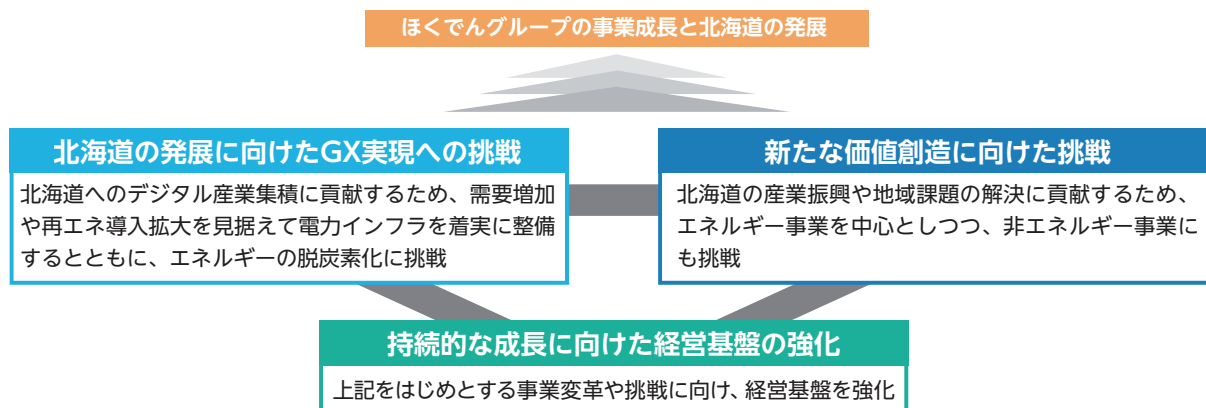
「ほくでんグループ経営ビジョン2035」については、当社ウェブサイトに掲載しています。



<2035年に向けたほくでんグループの経営テーマ>

ほくでんグループが北海道の発展に貢献できるとの認識のもと、「北海道の発展に向けたGX*実現への挑戦」と「新たな価値創造に向けた挑戦」、これらを下支えする「持続的な成長に向けた経営基盤の強化」の3点を2035年に向けたほくでんグループの経営テーマとして位置づけました。経営テーマに掲げた取り組みを進め、ほくでんグループの事業成長と北海道の発展の両立を目指します。

※ GX（グリーントランスフォーメーション）：カーボンニュートラルの実現に向けた対応を成長の機会と捉え国際的な産業競争力を高めていくために、経済社会システム全体を変革させることを目指すもの



<持続的な企業価値向上方策（経営モデル）>

経営テーマに掲げた取り組みを進めるにあたり、「①事業ポートフォリオの最適化」「②事業ごとのROICスプレッド^{*1}の拡大」「③キャッシュの最適配分と資本構成の最適化」「④成長投資」の各方策を展開し、持続的な企業価値向上を実現していきます。



企業価値向上の実現

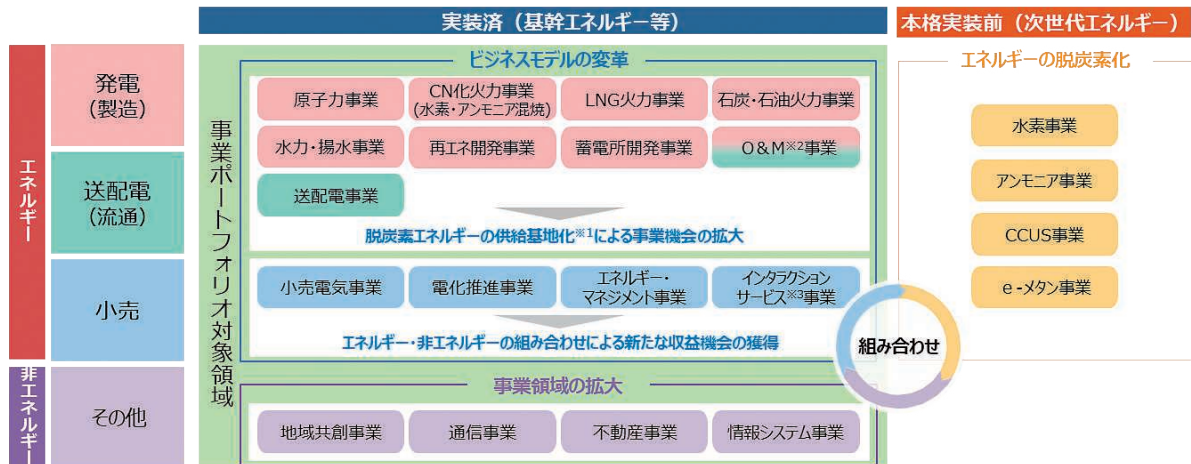
※1 ROICスプレッド：ROIC（投下資本利益率）－WACC（加重平均資本コスト）

※2 水素、アンモニア、CCUS※3などへの投資（次世代エネルギーは収益化が見込まれる段階で事業ポートフォリオに組み込み）

※3 CCUS：Carbon dioxide Capture, Utilization, and Storage（CO₂の回収・有効活用・貯留）の略

＜2035年に向けたほくでんグループの事業領域＞

事業ポートフォリオの最適化を進めるうえで、ほくでんグループの事業を「エネルギー（発電・送配電・小売）／非エネルギー」と「実装済（基幹エネルギー等）／本格実装前（次世代エネルギー）」という2つの切り口により区分しました。



- ※ 1 北海道の脱炭素エネルギーを活用するための積極的な投資により、北海道にとどまらず、全国への脱炭素エネルギーの供給に結びつけていくビジネスモデル
(将来的には電力のみならず、次世代エネルギーについても全国へ供給することを想定)
- ※ 2 O&M：Operation（運用）& Maintenance（保守）の略
- ※ 3 インタラクショナルサービス：エネルギー分野にとどまらない様々な商品やサービスを一体的に提供する事業

<「ほくでんグループ経営ビジョン2035」における経営目標>

経営テーマや持続的な企業価値向上方策を踏まえた取り組みを展開し、以下の経営目標を達成していきます。

	泊3号機再稼働前	2030年度	2035年度
販売電力量（小売）	290億キロワットアワー以上	330億キロワットアワー以上	
温室効果ガス排出削減	2013年度比：▲46%	2013年度比：▲60%	
温室効果ガス削減貢献	150万トン	250万トン	
CN関連投資額	4,000億円程度（2025～2035累計）		
再エネ目標 （開発規模ベース）	100万キロワット以上 （持分ベースで30万キロワット以上）	300万キロワット以上 （持分ベースで100万キロワット以上）	
経常利益	400億円以上	700億円以上※	900億円以上※
ROIC（WACC）	3.0%以上（2.2%程度）	3.5%以上（2.4%程度）	
ROE	8%以上		
自己資本比率	20%以上	25%以上（将来的な目標は30%）	
EBITDA有利子負債倍率	11倍程度	8倍以下	
配当 〔DOE（株主資本配当率）〕	DOE2%を目安とした安定配当 （泊3号機の再稼働までは、DOE2%を目指しつつ、財務基盤の回復を念頭に置きながら総合的に判断）		
次世代エネルギー投資額	2,500億円程度（2025～2035累計）		
人的投資 （付加価値／人件費）	—	2024実績比：1.5倍程度	
DX投資額	300億円程度（2025～2035累計）		

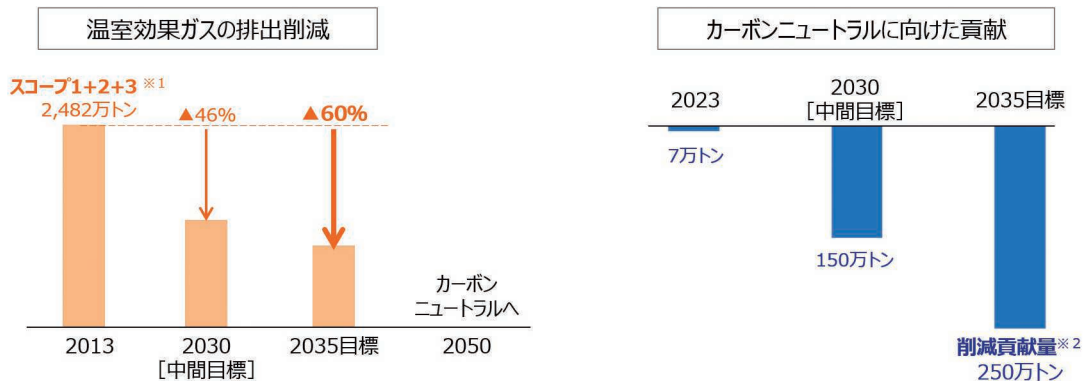
※ 泊発電所再稼働に伴う料金値下げを考慮

<2050年カーボンニュートラルの実現に向けた挑戦>

ほくでんグループは、2050年の北海道におけるエネルギー全体のカーボンニュートラルの実現に最大限挑戦しています。

ほくでんグループのサプライチェーン排出量（スコープ1+2+3）※¹について、2013年度比で2030年度に46%削減、2035年度に60%削減の目標を掲げており、この達成に向けて、再生可能エネルギー電源の導入拡大や泊発電所の全基再稼働、火力発電所の脱炭素化などに取り組んでいきます。

また、再生可能エネルギー電源の開発や、脱炭素に向けたお客さまサポート、省エネのご提案、空気熱を活用したヒートポンプ機器などでの電化推進を通じて、2030年度に150万トン、2035年度に250万トンの排出削減に貢献していきます。



- ※¹ スコープ1：当社事業所からの直接排出（主に火力発電所）
 スコープ2：当社が需要家として供給を受けた電気、熱等の使用に伴う間接排出
 スコープ3：上記以外の間接排出（主に他社購入電力に伴う間接排出）
- ※² 従来の製品・サービス（ベースライン）と新たな製品・サービスの温室効果ガス排出量の差分であり、製品・サービスを通じて社会全体の気候変動の緩和（インパクト）への貢献を定量化したものの

【2025年度の取り組み事項】

中長期的な電力需要増加への着実な対応や社会課題解決に貢献する事業共創などにより新たな成長機会を掴み取り、ほくでんグループが北海道とともに力強く成長していくため、2025年度は以下の取り組みを進めていきます。

(1) 北海道の発展に向けたGX実現への挑戦

① 泊発電所の再稼働とさらなる安全性向上に向けた取り組み

原子力発電は、燃料供給の安定性や長期的な価格安定性、発電時にCO₂を排出しないなどの特長があり、カーボンニュートラルの実現と安定供給の確保を支える重要な電源です。

昨年12月、泊発電所3号機の新規制基準適合性審査において、審査上の論点に関する一通りの説明を終了し、本年3月には、これまでの審査内容を踏まえた泊発電所3号機の原子炉設置変更許可申請に係る補正書を原子力規制委員会に提出しました。引き続き、2027年のできるだけ早期の泊発電所3号機再稼働に向け、設計及び工事計画認可審査への対応や、新たな防潮堤設置を含む安全対策工事などに総力を挙げて取り組んでいきます。また、泊発電所の再稼働後には適正な水準で電気料金を値下げします。

福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、これまでの安全対策にとどまることなく、重大事故リスクを一層低減するようこれからも取り組んでいきます。「世界最高水準の安全性」を目指し継続的に技術力の維持・向上を図るとともに、様々な機会を活用して安全性向上の取り組みをお伝えするなど、みなさまから信頼いただけるよう努めていきます。

「泊発電所の安全対策」については、当社ウェブサイトに掲載しています。



② 再生可能エネルギー電源のさらなる拡大に向けた取り組み

再生可能エネルギー電源について、「2035年度までに300万キロワット以上増（開発規模ベース）」の達成に向けて、新規地点の開発や出資参画の検討を進めています。

昨年、風力発電事業において、檜山沖における洋上風力発電事業及び上ノ国町における陸上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧を実施しており、事業化に向けた検討を進めていきます。また、当社は、苫東バイオマス発電合同会社が進める苫小牧市の木質バイオマス発電事業に出資参画しています。

引き続き、再生可能エネルギー電源のさらなる導入拡大に向けた取り組みを進めていきます。



苫小牧市のバイオマス発電所

③ 将来に向けた供給力の確保と火力発電の脱炭素化に向けた取り組み

中長期的な北海道エリアの電力需要増加を見据えた供給力の確保のため、LNG火力発電所である石狩湾新港発電所2号機（56.94万キロワット）の2030年度の運転開始及び同発電所3号機（56.94万キロワット）の2033年度の運転開始に向けて着実に取り組んでいきます。

また、天候の変化により急な出力変動などが生じる可能性のある再生可能エネルギー電源の大量導入を進めていくなかにおいても、電力の安定供給を果たしていくためには、火力発電の持つ調整力等が重要となります。このため、燃焼時にCO₂を排出しない水素やアンモニアといった脱炭素燃料への転換やCCUS導入などに向けた検討を進めています。具体的には、苫東厚真発電所4号機で石炭にアンモニアを熱量比で20%混焼するための各種検討を進めるとともに、石狩湾新港発電所2号機においても水素への燃料転換に向けた検討を進めていきます。また、CCUSに係る取り組みとして、昨年10月には、苫小牧エリアにおけるCCS*事業に係る設計作業等を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構から受託しています。

さらに、水素やアンモニアについては、火力発電における活用のほか、産業部門や運輸部門をはじめとした様々な分野での社会実装に向けて、国や自治体、他企業とも連携しながら利活用の検討を進めています。

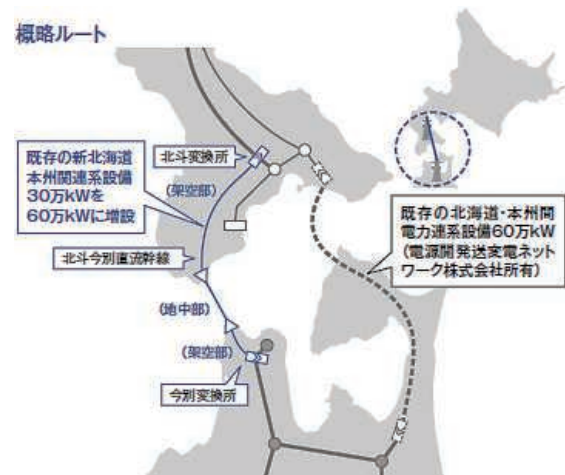
※ CCS：Carbon dioxide Capture and Storage（CO₂の回収・貯留）の略

④ 需要増加や再生可能エネルギー電源の導入拡大を見据えた系統整備などの取り組み

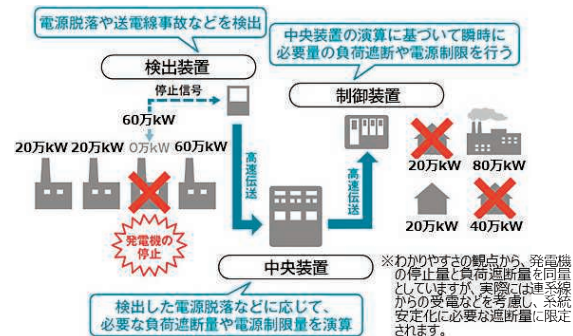
北海道電力ネットワーク株式会社では、再生可能エネルギー電源のさらなる導入拡大、大規模・長時間停電を回避するためのレジリエンス（災害などに対する回復力・復元力）強化、大規模需要の進出への適切な対応など、中長期を見据えた次世代型電力ネットワークの構築に向けた取り組みを進めています。

再生可能エネルギー電源のさらなる導入拡大などに向けた系統整備として、現在の北海道本州間連系設備と同一ルートにおいて30万キロワットの連系線増強工事を進めています。また、日本海ルートにおける北海道本州間の海底直流送電の整備計画に関して、本年2月に北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、電源開発送電ネットワーク株式会社の4社が実施案を検討する事業者として決定され、関係者の協力・支援のもと、共同で検討を進めています。

レジリエンス強化の取り組みの一つとして、北海道胆振東部地震で発生したブラックアウトの再発防止対策である統合型系統安定化システムを運用しており、需給バランスを維持するための最適な制御を高速で行うことにより一層の系統安定化を図っています。



北海道本州間連系設備の増強



統合型系統安定化システムの概要（イメージ）

(2) 新たな価値創造に向けた挑戦

① お客さまへの提供価値の拡大・創造

エネルギーサービスプロバイダ事業によるエネルギー利用の最適化や再生可能エネルギーの価値を活用したソリューションサービスの提供などにより、お客さまのご要望にお応えすることで電力契約を獲得していきます。また、スマート電化の推進やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）コンサルティングなどの取り組みにより、お客さまの省エネやCO₂排出量削減に貢献していきます。

加えて、これまでに培ってきたつながりを活かし、お客さまや地域とのコミュニケーションを通じて、お困りごとや社会課題の解決などにつながるサービスラインアップの拡充を進めています。光回線インターネットサービス「ほくでん光」のほか、ヘルスケアアプリ「ほくでんヘルスケア」、がんリスク検査キット「サリバチェッカー」などを提供しています。

ほくでん光 の 魅力

各プラン共通		
魅力 ①	魅力 ②	魅力 ③
プロバイダ料金込み のシンプル価格	従来のネットワークに比べて 快適なインターネット	ご契約いただいたお客さま におトクな特典をご用意

光回線インターネットサービス「ほくでん光」

**ほくでんヘルスケア**

**健康医療相談
チャット**

**オンライン診療**

**運動でポイント
が貯まる**

ヘルスケアアプリ「ほくでんヘルスケア」

② 事業共創による価値創造

北海道の持続的な発展に貢献するため、北海道が有する強みや地域社会が抱える課題から事業機会を見出し、新たな価値を創出していきます。

北海道の基幹産業である農林水産業のほか、今後は福祉、観光などの分野でも、幅広く地域との共創に関する事業を展開していきます。農業の担い手不足への対応に加えて、フードマイレージ（食料輸送にかかる環境負荷）の削減に資する省エネ型小型植物工場事業の展開や、磯焼け課題解決を目指したウニ畜養事業の実施に向けた検討などに取り組んでいます。



省エネ型小型植物工場

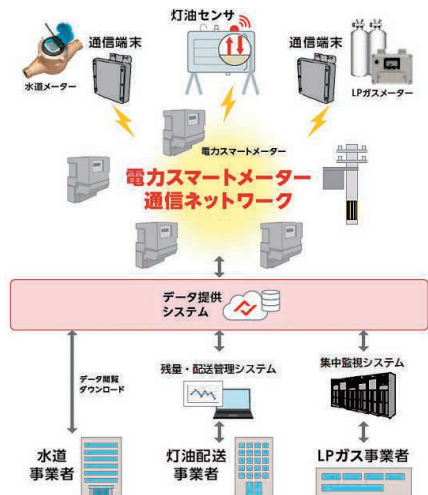
また、北海道電力ネットワーク株式会社では、電気の検針を行うスマートメーターの通信ネットワークを活用して、水道やLPガスメーターの指針値などの情報を提供するIoT通信サービスを提供しており、自治体や事業者を導入されています。

(3) 持続的な成長に向けた経営基盤の強化

① カイゼン活動・DXの活用による事業変革

ほくでんグループでは、あらゆる業務について、不断の見直しにより抜本的な効率化・費用低減を実現します。高い効果が期待できる大型カイゼンプロジェクトの確実な推進やグループ会社へのさらなる展開など、カイゼン活動を強力に進め、生産性4倍増を目標に着実に成果を積み上げていきます。

また、DXを「『デジタル技術を活用した業務変革』と『変化に挑戦し続けるための意識変革』による企業改革」と定義し、ロボットなどの活用による火力発電所の運用高度化等を実施しています。さらに、AIを含むデジタル技術の活用などにより、高付加価値化や新たな事業価値の創出を進めていきます。



スマートメーターを活用したIoT通信サービス

ヘッドマウントディスプレイ (2022年7月～)

ディスプレイを通じ、デジタルコンテンツ（指示内容や操作対象等）を表示・操作



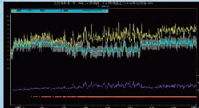
遠隔常時監視制御方式の導入 (2024年10月～)

石狩湾新港発電所の運転状態の監視・制御を、苫東厚真発電所から行い、制御所を集中運用



プラント監視の高度化 (2022年11月～)

IoT・AI技術の活用により異常の兆候を早期に検知し、発電支障の未然防止・効率的な運転に寄与



自動巡視点検ロボット (2024年4月～)

あらかじめ設定したルートを自動走行し、現場情報を中央操作室へ伝送



DX施策の一例（火力発電所の運用高度化）

② 人的資本経営の推進

ほくでんグループ人材戦略に基づき人材育成や環境整備に取り組んでいます。従業員一人ひとりの成長・活躍を後押しし、今ある価値を高めながら、新たな価値を生み出していく企業風土を創造していきます。

「心身ともに健康であること」が従業員のウェルビーイングにつながるの考えのもと、一人ひとりの健康づくりや働きやすい職場づくりに向けた活動を積極的に展開しており、経済産業省と日本健康会議から「健康経営優良法人（ホワイト500）」の認定を6年連続で取得しています。また、女性管理職の増加に向けた取り組みなど、多様な人材が活躍できる環境を整備することで、ダイバーシティ&インクルージョンを推進しています。



③ 地域・社会に関する取り組み

ほくでんグループは、地域社会に根差した取り組みを通じて地域との結びつきを強めており、2021年から実施している道民の森での植樹活動・勉強会などの取り組みを通じて、生物多様性の保全や教育活動に貢献しています。

昨年7月、当社は、一般社団法人北海道プロ野球独立リーグと地方創生に関する連携協定を締結し、同年9月には、プロサッカークラブ「北海道コンサドーレ札幌」とクラブパートナー契約を締結しました。人々のつながりの創出など、スポーツが持つ力を活用しながら、地域活性化に寄与していきます。

グループ会社においても、北電総合設計株式会社が自治体などから重要文化財建築物等の保存活用計画の策定や耐震診断、各種設計や工事監理等の業務を受託しており、地域社会の文化の保存・活用に寄与しています。



道民の森（当別町）での植樹活動



④ コーポレートガバナンスの充実とコンプライアンス・リスク管理の徹底

ステークホルダーのみなさまとの協働や、適切な情報開示・透明性の確保などに積極的に取り組むことで、透明・公正かつ迅速果断な意思決定を支えるコーポレートガバナンスを充実させていきます。コンプライアンスを徹底する組織風土を醸成するとともに、事業に関わるリスクを適切に認識し、リスク管理の徹底に努めていきます。

また、ほくでんグループは、グループの事業活動に関わるすべての方々の人権を尊重しており、「ほくでんグループ人権方針」を定めています。人権デュー・ディリジェンスの継続的な実施や救済メカニズムの構築などにより、人権尊重の取り組みを推進しています。

「2025年度 ほくでんグループ経営計画の概要」については、当社ウェブサイトに掲載しています。



2025年度は「ほくでんグループ経営ビジョン2035」で目指す姿の実現に向けてスタートを切る重要な年です。以上の取り組みを着実に進めることで、持続的な企業価値向上を実現していきます。

本年4月、当社従業員が、北海道電力ネットワーク株式会社が作成した非公開情報に該当し得る情報を含む資料を所持していた事案が判明したことに対し、当社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、電力・ガス取引監視等委員会より電気事業法の規定に基づく報告徴収を受領しました。本事案を重く受け止め、詳細な事実関係の調査を行い、再発防止策の検討・実施などに適切に対応していきます。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

(1) 設備投資総額

区 分	金額(百万円)
北海道電力	101,254
北海道電力ネットワーク	66,829
その他	12,943
事業間の内部取引消去	△1,720
合 計	179,307

(2) 運転を開始した主な設備

変電設備

名 称	電圧(kV)	出力(kVA)	会社名
西 旭 川 変 電 所 (容量変更)	187	100,000	北海道電力ネットワーク株式会社

(注) 西旭川変電所の容量変更は、出力60,000kVAの変圧器を撤去し、100,000kVAの変圧器を設置するものです。

(3) 建設中の主な設備

発電設備

名 称	出力(kW)	会社名
(水力) 京 極 発 電 所 3 号 機 (新 設)	200,000	北海道電力株式会社

送電設備

名 称	電圧(kV)	亘長(km)	会社名
(新北海道本州間連系設備) 北 斗 今 別 直 流 幹 線 (増 設)	250	122	北海道電力ネットワーク株式会社
南 千 歳 地 中 線 (新 設)	187	14.4	北海道電力ネットワーク株式会社

変電設備
(変換所)

名 称	出力(kW)	会社名
(新北海道本州間連系設備) 北 斗 変 換 所 (増 設)	300,000	北海道電力ネットワーク株式会社
(新北海道本州間連系設備) 今 別 変 換 所 (増 設)	300,000	北海道電力ネットワーク株式会社

(変電所)

名 称	電圧(kV)	出力(kVA)	会社名
恵 庭 変 電 所 (増 設)	187	200,000	北海道電力ネットワーク株式会社
北 芽 室 変 電 所 (容量変更)	187	150,000	北海道電力ネットワーク株式会社

(注) 北芽室変電所の容量変更は、出力60,000kVAの変圧器を撤去し、150,000kVAの変圧器を設置するものです。

(4) 建設準備中の主な設備

発電設備

名 称	出力(kW)	会社名
(L N G) 石狩湾新港発電所2,3号機 (新 設)	569,400×2	北 海 道 電 力 株 式 会 社

4. 資金調達の状況

(1) 社 債

発 行 額	1,449億円
償 還 額	1,200億円

(2) 借 入 金

借 入 額	1,377億円
返 済 額	1,437億31百万円

(3) コマーシャル・ペーパー

発 行 額	—
償 還 額	—

5. 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
【連結子会社】 北海道電力ネットワーク株式会社	10,000	100.00	一般送配電事業、離島における発電事業
株 式 会 社 北 海 電 工	1,730	55.80	電気・電気通信工事
北 電 興 業 株 式 会 社	95	100.00	不動産の総合管理、土木・建築工事
北海道パワーエンジニアリング株式会社	1,660	100.00	電力の販売、発電所の定期点検・保守・補修工事
苫 東 コ ー ル セ ン タ ー 株 式 会 社	5,000	59.30	海外炭の受入れ・保管・払出し
ほくでんエコエナジー株式会社	1,860	100.00	電力の販売
ほくでんサービス株式会社	50	100.00	料金請求、省エネの提案
北海道総合通信網株式会社	5,900	100.00	電気通信事業
ほくでん情報テクノロジー株式会社	200	100.00	情報処理システムの企画・設計、ソフトウェア開発
森バイナリーパワー合同会社	100	60.00	電力の販売
【持分法適用関連会社】 石 狩 L N G 棧 橋 株 式 会 社	240	50.00	LNG燃料の受入設備の賃貸
道 南 水 力 発 電 合 同 会 社	10	50.00	電力の販売
合 同 会 社 H A R E 晴 れ	0	50.00	電力の販売
北海道再エネアグリゲーション株式会社	100	50.00	電力の販売

(注) 1. 北海電気工事株式会社は、2024年10月1日付で商号変更し、株式会社北海電工となりました。
2. 当社は、2025年3月5日、北海道再エネアグリゲーション株式会社を新たに設立しました。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

本年4月、当社従業員が、北海道電力ネットワーク株式会社が作成した非公開情報に該当し得る情報を含む資料を所持していた事案が判明したことに対し、当社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、電力・ガス取引監視等委員会より電気事業法の規定に基づく報告徴収を受領しました。本事案を重く受け止め、詳細な事実関係の調査を行い、再発防止策の検討・実施などに適切に対応していきます。

Ⅱ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
藤 井 裕	代表取締役会長	原子力推進本部長	北海道経済連合会会長
齋 藤 晋	代 表 取 締 役 社長執行役員		
上 野 昌 裕	代 表 取 締 役 副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理，経営 企画室・総合研究所担当	ほくでんエコナジー株式会社取締役社長
小 林 剛 史	代 表 取 締 役 副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理，秘書 室・経理部・調達部担当	
原 田 憲 朗	取 締 役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力 事業統括部長補佐，水力部・土木 部・藻岩発電所リプレイス工事建 設所・上川発電所リプレイス工事 建設所担当	
勝 海 和 彦	取 締 役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力 事業統括部長	
濱 谷 將 人	取 締 役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力 事業統括部長補佐	
土 田 拓	取 締 役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，内部監 査室・人事労務部・広報部・総務・ 環境部担当	
吉 川 武	取 締 役		弁護士
大 野 浩	取 締 役 監 査 等 委 員 (常 勤)		弁護士 交洋不動産株式会社取締役会長， 株式会社カナモト監査役（社外）
戸 巻 雄 一	取 締 役 監 査 等 委 員 (常 勤)		
長谷川 淳	取 締 役 監 査 等 委 員		
成 田 教 子	取 締 役 監 査 等 委 員		
竹 内 巖	取 締 役 監 査 等 委 員		
鵜 飼 光 子	取 締 役 監 査 等 委 員		

(注) 1. 重要な会議への出席，業務執行部門からの職務執行状況の聴取，事業所への往査，内部監査部門との連携等を日常的に行うことにより，監査の実効性を高めていくため，常勤の監査等委員を選定しております。

2. 取締役のうち，吉川 武，長谷川 淳，成田教子，竹内 巖，鵜飼光子は社外取締役です。

3. 社外取締役 吉川 武、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鵜飼光子につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
4. 2024年6月26日、濱谷将人、土田 拓は取締役 常務執行役員に、吉川 武は取締役に、戸巻雄一は取締役監査等委員に、それぞれ新たに就任しました。
5. 2024年6月26日、瀬尾英生、鍋島芳弘、市川茂樹は取締役に、秋田耕児は取締役監査等委員を、それぞれ任期満了により退任しました。
6. 2024年6月26日、小林剛史は取締役 常務執行役員から代表取締役 副社長執行役員に就任しました。
7. 2024年6月26日、取締役監査等委員 竹内 巖は、交洋不動産株式会社の取締役会長に就任しました。
8. 2024年6月26日、取締役監査等委員 竹内 巖は、株式会社北洋銀行の常勤監査役を退任しました。なお、株式会社北洋銀行と当社の関係は次のとおりです。
・当社は、株式会社北洋銀行の株式の6.15%を保有しています。同社は当社株式の4.96%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.1%程度となっています。
9. 2024年7月1日、取締役 常務執行役員 土田 拓の担当が、「原子力推進本部副本部長、内部監査室・環境室・人事労務部・広報部・総務部」から「原子力推進本部副本部長、内部監査室・人事労務部・広報部・総務・環境部」へと変更になりました。
10. 2024年10月1日、代表取締役 副社長執行役員 小林剛史の担当が、「原子力推進本部本部長代理、秘書室・経理部・資材部」から「原子力推進本部本部長代理、秘書室・経理部・調達部」へと変更になりました。
11. 2025年2月1日、取締役 常務執行役員 濱谷将人の担当が、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長」から「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐」へと変更になりました。
12. 2025年3月1日、濱谷将人は逝去したため取締役に退任しました。なお、濱谷将人の地位及び担当は退任時のものを記載しています。
13. 取締役監査等委員 成田教子は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
14. 取締役監査等委員 竹内 巖は、銀行業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
15. 取締役監査等委員 竹内 巖の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
・交洋不動産株式会社と当社との間には不動産賃貸借等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同社の売上高の2%未満です。
・株式会社カナモトと当社の間には、記載すべき関係はありません。
16. 取締役に兼務しない役付執行役員は、次のとおりです。

氏 名	地 位	担 当
世 永 茂	常 務 執 行 役 員	火力部・カイゼン推進室・情報通信部担当
鈴 木 博 之	常 務 執 行 役 員	需給運用部・事業共創推進室・再生可能エネルギー開発推進部担当
新 沼 彰 人	常 務 執 行 役 員	原子力推進本部副本部長、総合エネルギー事業部・販売推進部・首都圏販売部担当
高 田 聡	常 務 執 行 役 員	原子力監査室担当、地域産業経済担当、コンプライアンス担当
牧 野 武 史	常 務 執 行 役 員	原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長

2. 取締役の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

決定方針の内容は、下記のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに、業績と企業価値との連動を図り、持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、また、社外取締役の報酬は、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、以下の方針により決定します。

1. 構成について

- ・取締役の報酬は、基本報酬、賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
- ・社外取締役については、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、基本報酬のみとします。

2. 基本報酬について

- ・基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

3. 業績連動報酬について

(1) 賞与（短期業績連動報酬）について

- ・賞与（短期業績連動報酬）については、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、特定の指標に拠らず、各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また、支給する場合は、株主総会決議を得た後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

(2) 株式報酬（中長期業績連動報酬）について

- ・株式報酬（中長期業績連動報酬）については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定します。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されます。付与するポイントは、配当の有無に応じて定まるポイント及び業績に連動するポイントとします。業績に連動するポイントは、連結経常利益を指標とし、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年を目標値として、その達成度に応じて確定します。なお、目標に達しない場合は、当該事業年度のポイントは付与しません。

4. 基本報酬の額、賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について

- ・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は、目標達成時においてそれぞれ9割程度、1割程度とし、賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合、その報酬全体に占める割合は、職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

なお、「ほくでんグループ経営ビジョン2035」の策定に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役も出席する2025年4月30日開催の取締役会において、下記のとおり改定することを決議しました。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに、業績と企業価値との連動を図り、持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、また、社外取締役の報酬は、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、以下の方針により決定します。

1. 構成について

- ・取締役の報酬は、基本報酬、賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
- ・社外取締役については、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、基本報酬のみとします。

2. 基本報酬について

- ・基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

3. 業績連動報酬について

(1) 賞与（短期業績連動報酬）について

- ・賞与（短期業績連動報酬）については、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、特定の指標に拠らず、各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また、支給する場合は、株主総会決議を得た後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

(2) 株式報酬（中長期業績連動報酬）について

- ・株式報酬（中長期業績連動報酬）については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定します。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されます。付与するポイントは、「ほくでんグループ経営ビジョン2035」の経営目標である連結経常利益及び株主資本配当率（DOE）を指標とし、その達成度に応じて確定します。なお、連結経常利益が目標値に達しない場合及び配当を行わない場合は、当該年度のポイントは付与しません。

4. 基本報酬の額、賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について

- ・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は、目標達成時においてそれぞれ9割程度、1割程度とし、賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合、その報酬全体に占める割合は、職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

- c. 当年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容は、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において原案と決定方針との整合性を確認し、取締役会として基本的にその内容を踏まえて決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度においては、2024年6月26日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 藤井 裕及び代表取締役社長執行役員 齋藤 晋が取締役の個人別の具体的な報酬額を決定しています。その権限を両氏に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには最も適している地位にあるからです。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ています。

(3) 監査等委員である取締役の報酬に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 取締役等の報酬等の額

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額					
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		賞与 (短期業績連動報酬)		株式報酬 (中長期業績連動報酬)	
		支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	338	12	291	—	—	8	47
監査等委員である取締役	93	7	93	—	—	—	—
合 計 (うち社外取締役)	431 (41)	19 (6)	384 (41)	— (—)	— (—)	8 (—)	47 (—)

- (注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役1名並びに2025年3月1日をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでいます。
2. 当年度に係る賞与につきましては、支給しないこととしました。
3. 2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において決議された報酬限度額は次のとおりです。
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）月額34百万円以内（うち社外取締役 月額4百万円以内）
 監査等委員である取締役 月額10百万円以内
 当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）です。
4. 株式報酬（中長期業績連動報酬）は、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において月額報酬とは別枠として、取締役に付与される1年あたりのポイント数の合計は86,000ポイントを上限とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識を高めるため、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年の達成状況及び株主への配当状況を業績指標としています。また、報酬額は、当該事業年度の費用計上額を記載しています。
- 業績指標とした各項目の当期における実績は以下のとおりです。

- ・連結経常利益：640億円
- ・配当状況：20円

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の、当社の従業員が、北海道電力ネットワーク株式会社が作成した非公開情報に該当し得る情報を含む資料を所持していた事案については、今後の詳細な事実関係の調査結果を踏まえた再発防止策の策定及び実施状況などについて、確認してまいります。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

加えて、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

2025年5月19日

北海道電力株式会社 監査等委員会

監査等委員 (常勤)	大 野 浩	㊟
監査等委員 (常勤)	戸 巻 雄 一	㊟
監査等委員	長谷川 淳	㊟
監査等委員	成 田 教 子	㊟
監査等委員	竹 内 巖	㊟
監査等委員	鵜 飼 光 子	㊟

(注) 監査等委員 長谷川淳、成田教子、竹内 巖及び鵜飼光子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案して決定することとしております。

当年度の普通株式の配当金につきましては、昨年11月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますが、当年度の業績及び中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案いたしまして、期末配当金につきましても、中間配当金と同じく1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

また、B種優先株式の配当金につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金10円
総額	2,057,485,870円
当社B種優先株式1株につき	金1,500,000円
総額	705,000,000円
合計総額	2,762,485,870円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次により改めたいと存じます。

1. 変更の理由

当社は、北海道とともにほくでんグループが力強く成長していくため、2035年において目指す姿として「ほくでんグループ経営ビジョン2035」を策定しました。経営テーマの一つである「新たな価値創造に向けた挑戦」として、お客さまへの提供価値の拡大や、北海道の産業振興や地域課題の解決への貢献などに取り組んでいきます。今後、これらに関する事業を展開するため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
（目 的）	（目 的）
第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電気事業 (2) 電気機械器具の製造、修理、販売及び賃貸 (3) 蒸気、温水などによる熱供給事業 (4) ガス供給事業 (5) 不動産の売買、賃貸及び管理 (6) 情報処理、情報提供サービス事業及び電気通信事業法に定める電気通信事業 (7) 石炭灰などの電力副産物及びそれを原材料とする製品の製造、販売 (8) 建設工事の調査、設計及び施工監理 (9) 金銭の貸付 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) <u>(10) 前各号に関するコンサルティング及びエンジニアリング</u> <u>(11) 前各号に附帯関連する事業</u>	(1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (現行どおり) (6) } (7) } (8) } (9) } <u>(10) 農林水産物の生産、加工及び販売</u> <u>(11) 道産品などの物品の販売</u> <u>(12) ヘルスケアに関するサービスの提供及び物品の販売</u> <u>(13) 銀行代理業などの金融サービスの提供</u> <u>(14) 地域との共創に関する事業</u> <u>(15) エネルギー利用、環境並びに前各号に関するコンサルティング及びエンジニアリング</u> <u>(16) 前各号に附帯関連する事業</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下、本議案において「取締役」といいます。）全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

また、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を、藤井 裕氏、齋藤 晋氏、上野昌裕氏、小林剛史氏、勝海和彦氏、土田 拓氏、吉川 武氏との間で締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合などは当社が補償した費用及び損失の返還請求が可能となることや、当社が各取締役に対して補償する同項第2号の損失の支払限度額の定めなどを設けています。各候補者の再任が承認可決された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、新沼彰人氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しており、填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、保険料は当社が全額負担しています。各候補者の選任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者 番号	氏 名		取締役会 出席回数	性別
1	ふじ 藤 井 ゆたか	再任	14／14 (100%)	男性
代表取締役会長				
2	さい とう 藤 晋	再任	14／14 (100%)	男性
代表取締役 社長執行役員				
3	うえ の まさ ひろ 上 野 昌 裕	再任	14／14 (100%)	男性
代表取締役 副社長執行役員				
4	こ ばやし つよ し 小 林 剛 史	再任	14／14 (100%)	男性
代表取締役 副社長執行役員				

候補者 番号	氏 名		取締役会 出席回数	性別
5	かつ うみ かず ひこ 勝 海 和 彦	再任	13／14 (92%)	男性
取締役 常務執行役員				
6	つち だ ひろし 土 田 拓	再任	10／10 (100%)	男性
取締役 常務執行役員				
7	にい ぬま あき と 新 沼 彰 人	新任	—	男性
常務執行役員				
8	よし かわ たけし 吉 川 武	再任 社外 独立	10／10 (100%)	男性
取締役				
※社外取締役としての在任年数 1年				

- (注) 1. 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。
2. 土田 拓氏、吉川 武氏の取締役会出席回数は、2024年6月26日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

1

ふじ

藤

い

井

ゆたか

裕

(1956年4月19日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
44,700株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

略歴、地位及び担当

1981年 4 月 当社入社
2015年 6 月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長
2016年 6 月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
2018年 4 月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長
2019年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2022年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員
2023年 6 月 当社代表取締役会長（現在にいたる）

重要な兼職の状況

北海道経済連合会会長（2023年6月就任）

候補者としての理由

藤井 裕氏は、2019年より社長として当社の経営にあたり、2023年からは会長として変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

2

さい

齋

とう

藤

すすむ

晋

(1961年1月23日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
11,800株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

略歴、地位及び担当

1983年 4 月 当社入社
2021年 6 月 当社取締役 常務執行役員 火力部・カイゼン推進室・情報通信部
担当
2023年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員 原子力推進本部長（現在にいたる）

候補者としての理由

齋藤 晋氏は、2023年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

3

うえ

の

まさ

ひろ

上野 昌裕

(1960年12月13日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
19,200株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

略歴、地位及び担当

1983年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社工務部長
2015年 7 月 当社執行役員 工務部長
2016年 6 月 当社執行役員 企画部長
2017年 7 月 当社上席執行役員 企画部長
2018年 4 月 当社上席執行役員 経営企画室長
2018年 7 月 当社執行役員 経営企画室長
2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員
2023年 6 月 当社代表取締役 副社長執行役員 原子力推進本部本部長代理、経営企画室・総合研究所担当（現在にいたる）

候補者とした理由

上野昌裕氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。2019年に取締役を選任され、経営企画室等の担当を務め、2023年には副社長執行役員に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

4

こ

ばやし

つよ

し

小林 剛史

(1961年9月19日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
15,100株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

略歴、地位及び担当

1984年 4 月 当社入社
2015年 6 月 当社企画部部長
2017年 6 月 当社経理部長
2017年 7 月 当社執行役員 経理部長
2019年 7 月 当社常務執行役員 経理部長
2020年 6 月 当社取締役 常務執行役員
2024年 6 月 当社代表取締役 副社長執行役員
2024年 10 月 当社代表取締役 副社長執行役員 原子力推進本部本部長代理、秘書室・経理部・調達部担当（現在にいたる）

候補者とした理由

小林剛史氏は、主に企画部門、経理部門での業務経験を有しています。2020年に取締役を選任され、経理部等の担当を務め、2024年には副社長執行役員に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

5

かつ

勝

うみ

海

かず

和

ひこ

彦

(1963年1月11日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
12,300株
取締役会出席回数
13/14
(92%)

略歴、地位及び担当

1987年 4 月 当社入社
2017年 6 月 当社原子力部長
2017年 7 月 当社執行役員 原子力部長
2018年 4 月 当社執行役員 原子力事業統括部原子力部長
2020年 6 月 当社執行役員 原子力事業統括部長補佐
2021年 6 月 当社執行役員 原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長
2021年 7 月 当社常務執行役員 原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長
2023年 6 月 当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長（現在にいたる）

候補者とした理由

勝海和彦氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2023年に取締役に応任され、原子力事業統括部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

6

つち

土

だ

田

ひろし

拓

(1962年3月31日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
6,300株
取締役会出席回数
10/10
(100%)

略歴、地位及び担当

1985年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社総務部企業行動室長
2019年 6 月 当社送配電カンパニー帯広支店長
2020年 4 月 北海道電力ネットワーク株式会社 帯広支店長
2020年 7 月 同執行役員 帯広支店長（2021年6月退任）
2021年 6 月 当社執行役員 秘書室長
2024年 6 月 当社取締役 常務執行役員
2024年 7 月 当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長，内部監査室・人事労務部・広報部・総務・環境部担当（現在にいたる）

候補者とした理由

土田 拓氏は、主に総務部門での業務経験を有しています。2024年に取締役に選任され、総務・環境部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

（注）土田 拓氏の取締役会出席回数は、2024年6月26日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

7

にい

新

ぬま

沼

あき

彰

と

人

(1961年11月16日生)

新任



所有する当社
普通株式の数
4,900株

略歴、地位及び担当

1985年 4 月 当社入社
2018年 4 月 当社道東支社長
2019年 7 月 当社執行役員 道東支社長
2021年 6 月 当社執行役員 販売推進部長
2024年 6 月 当社常務執行役員 原子力推進本部副本部長，総合エネルギー事業部・販売推進部・首都圏販売部担当（現在にいたる）

候補者とした理由

新沼彰人氏は、主に販売部門での業務経験を有しています。販売推進部長を務めたほか、2024年に常務執行役員に選任され、総合エネルギー事業部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。



所有する当社
普通株式の数
2,311株
取締役会出席回数
10/10
(100%)

略歴、地位及び担当

1987年 4 月 弁護士登録・札幌弁護士会入会
1989年 4 月 釧路弁護士会に登録換え
1991年 4 月 札幌弁護士会に登録換え（現在にいたる）
2007年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 社外監査役（2008年
6月退任）
2012年 4 月 札幌市固定資産評価審査委員会委員
2015年 5 月 同 委員長（2018年 3月退任）
2024年 6 月 当社取締役（現在にいたる）

重要な兼職の状況

弁護士

候補者としての理由及び期待される役割の概要

吉川 武氏は、2024年より社外取締役を務めており、弁護士としての豊富な経験・識見を背景として、法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする幅広い見地から、取締役会等において、当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。また、人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 吉川 武氏の取締役会出席回数は、2024年6月26日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。
2. 吉川 武氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。
3. 吉川 武氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、吉川 武氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。
5. 吉川 武氏は、事業報告「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の、当社従業員が、北海道電力ネットワーク株式会社が作成した非公開情報に該当し得る情報を含む資料を所持していた事案については、事前に認識していませんでしたが、日頃から取締役会などにおいて、業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしていました。上記事実の判明後、取締役会などにおいて、調査の経過や原因分析、再発防止策の方向性等について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなどの方法でその職責を適切に果たしています。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 1 名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）長谷川 淳氏が辞任いたしますので、監査等委員 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者の五十嵐敏文氏は、監査等委員 長谷川 淳氏の補欠として、選任をお願いするものであります。

監査等委員候補者を決定するにあたり、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

- (注) 1. 五十嵐敏文氏の選任が承認可決された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を、同氏との間で締結する予定であります。
2. 五十嵐敏文氏の選任が承認可決された場合、当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を、同氏との間で締結する予定であり、同契約を締結した場合、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、同氏がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合などは当社が補償した費用及び損失の返還請求が可能となることや当社が同氏に対して補償する同項第2号の損失の支払限度額の定めなどを設けています。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しており、填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、保険料は当社が全額負担しています。五十嵐敏文氏の選任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者 番号	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	性別
1	い が ら し と し ふ み 五十嵐 敏 文	—	—	男性

新任
社外
独立



所有する当社
普通株式の数
0株

略歴、地位及び担当

2001年 4 月 北海道大学大学院工学研究科助教授
 2008年 4 月 同 教授
 2010年 4 月 北海道大学大学院工学研究院教授
 2016年 4 月 同 副研究院長 (2019年 3月退任)
 2019年 4 月 北海道大学技術支援本部 副本部長 (2022年 3月退任)
 2022年 4 月 旭川工業高等専門学校 校長 (2025年 3月退任)
 2022年 4 月 北海道大学大学院工学研究院 名誉教授・客員教授 (現在にいたる)

候補者とした理由及び期待される役割の概要

五十嵐敏文氏は、学識経験者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、多数の公職も歴任されております。また、監査等委員である取締役として必要な人格、識見、能力を備えており、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 五十嵐敏文氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 五十嵐敏文氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員の候補者として届け出ております。

<ご参考>取締役（監査等委員である取締役を含む。）候補者のスキル・マトリックス

氏 名	性別	当社における地位	取締役に期待される知見・経験						
			企業経営・ 経営戦略	販売	事業開発	技術・ 研究開発	法務	財務会計	ESG
藤井 裕	男性	代表取締役 会長	●		●				●
齋藤 晋	男性	代表取締役 社長執行役員	●	●	●				
上野 昌裕	男性	代表取締役 副社長執行役員	●			●		●	
小林 剛史	男性	代表取締役 副社長執行役員	●	●				●	
勝海 和彦	男性	取締役 常務執行役員			●	●			●
土田 拓	男性	取締役 常務執行役員			●		●		●
新沼 彰人	男性	取締役 常務執行役員		●	●				●
吉川 武	男性	取締役					●	●	●
大野 浩	男性	取締役 監査等委員（常勤）	●	●			●		
戸巻 雄一	男性	取締役 監査等委員（常勤）	●			●			●
成田 教子	女性	取締役 監査等委員					●	●	●
竹内 巖	男性	取締役 監査等委員	●		●			●	
鵜飼 光子	女性	取締役 監査等委員			●	●			●
五十嵐敏文	男性	取締役 監査等委員			●	●			●

※「当社における地位」には、4月30日に内定し、発表した内容を記載しています。第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、株主総会終了後の取締役会で正式に決定いたします。

※各人の有する専門性及び経験のうち主なものを最大3つまで記載しています。

上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

※「事業開発」の項目には、IT、デジタルトランスフォーメーションに関する専門性を含みます。

※「技術・研究開発」の項目には、「電力の安定供給」に資する専門知識のほか、カーボンニュートラルに関する専門性を含みます。

以 上

＜株主提案（第5号議案から第14号議案まで）＞

第5号議案から第14号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（41名）の議決権の数は、663個であります。

〔 提案を受けた各議案の内容及び提案理由は、原文のまま記載しています。 〕

第5号議案 定款一部変更の件（1）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第9章 事業性・公共性・倫理性がない原子力事業からの撤退

第41条 事業性・公共性・倫理性がない原子力事業から撤退する

▼提案理由

原子力事故時には周辺住民の被曝防護が保証できない。本会社の事業行為によって広範囲の住民に居住の安全、生命への脅威への不安を常に強制的に与え続けることに拠り、企業倫理が問われる。一方、原子力防災計画や避難は自治体任せにしている。

本会社は電気料金を2011年から2023年までの間に3回も上方修正した。原発を稼働して料金を2011年の値上げ前程度に引き下げると約束できないならば、電力消費者には利がない。泊原発は新規制基準審査のため14年間停止したままで経年劣化が進んでいる。発電設備の規模が大きく、安全設備の建設、老朽箇所の安全対策、維持、保守点検に資金の投入が必須である。原発の稼働率を上げて投資の回収可能性は低く、発電事業として原発が経済的に成立するとは認めがたい。

事業性・公共性・倫理性が成立しない発電事業を継続することは地域社会にとって脅威でしかない。原子力事業からの撤退を決断すべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するなど、電力の安定供給の確保に資するとともに、技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に大きく貢献する重要な基幹電源と考えています。

また、泊発電所の再稼働は、当社の収支・財務状況の改善に寄与するため、再稼働後には、再稼働メリットなどを総合的に勘案し、適正な水準で料金値下げを実施します。加えて、価格変動が大きい海外産の化石燃料への依存度が低下することで、燃料価格の変動を受けにくくなるため、国富の過度な流出の防止及び電気料金の安定化に貢献すると考えています。

当社は、泊発電所の安全確保に万全を期すため、多重・多様な対策を講じるなど不断の努力を重ね、「世界最高水準の安全性」を目指しています。また、原子力災害対策特別措置法に基づく「泊発電所原子力事業者防災業務計画」を定め、自治体などとも連携しながら災害対応及び被災者支援活動に関して実効性のある対策の構築・強化に取り組むとともに、後志地域をはじめ広く道民のみなさまへの丁寧な情報発信に努めています。

引き続き、安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働に向けて総力を挙げて取り組んでいきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章 会計原則違反の付け替えを止め、原発を含む巨額を投じる発電設備のライフタイムコストを明示

第42条 会計原則違反の付け替えを止め、原発を含む巨額を投じる発電設備のライフタイムコストを明示する

▼提案理由

現在、東電福島第一原発事故の賠償費用を「託送料金」に上乗せして徴収しているが、これは使ってもいない東電の賠償費用を新電力利用者に払わせることで、会計原則違反である。しかも、「託送料金」は総括原価方式が残る原価計算で、その内訳も明らかでない。

また、本社利用者も東電の賠償費用を原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて支払っているが、これは現在および将来に亘って払い続ける仕組みで、これらは商取引の付け替えであって、これも会計原則違反である。

新電力利用者及び本社利用者に東電の賠償金を支払わせることは、直ちに止めるべきである。

原発を含む巨額を投じる発電設備のライフタイムコスト（安全対策費、建設費、維持費、保守点検費、発電、廃炉、最終処分費、核燃料専用新港建設費、地域振興費、同上廃炉等支援機構支出金等）を明らかにすべきである。大規模な設備投資における将来的な営業損益への影響の適正な事前評価が必要である。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社は、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき定められた原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に則り、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に一般負担金を納付しています。同機構が算定する一般負担金には、福島第一原子力発電所の事故以前には確保されていなかった分の賠償の備えに相当する額が含まれており、その額については託送料金を通じて全ての需要家に負担いただく仕組みとなっています。

また、発電設備の建設から廃止等までのライフサイクル全体でかかる費用の開示により、発電設備ごとの発電単価が類推できるため、これを公表することは競争戦略上、適切でないと考えています。当社は、安全性の確保を大前提に、安定供給の確保、経済効率性、環境適合のバランスを取りながら同時に実現するS＋3Eの考え方を踏まえ、電源計画を策定しており、経済性があることを確認した上で投資判断を行っています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章 泊原発沖の海底活断層に伴う地震動を，変動地形学の知見で評価し直し安全対策に生かす

第43条 泊原発沖の海底活断層に伴う地震動を，変動地形学の知見で評価し直し安全対策に生かす

▼提案理由

原子力事故が起きれば被害は甚大であり，決して事故を起こしてはならない。

泊原発が立つ積丹半島の沖合には多数の海底活断層の存在が指摘され，積丹半島の西海岸は過去に何度も隆起した地形を示し，規制委も地震性隆起による離水ベンチを認めている。

2024年1月の能登半島地震以前は，能登半島の海底活断層の長さを94kmと規制委も評価していたが，実際には150kmの範囲で断層が連動し，海岸が4m以上隆起した。変動地形学の手法では，この活断層を認定していた。

変動地形学の手法による積丹半島西方断層は全長70kmになり，M7.8クラスの地震を起こす可能性がある。

現在の耐震設計（M7.3，断層長32km想定）では不十分で，防潮堤を越える津波，4m以上の隆起，埋戻土の不同沈下，地割れ，配管の重大な損傷，発電タービンの軸受けがズレて起きる「タービンミサイル現象」や海岸隆起で核燃料運搬船が座礁するなどの可能性がある。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

泊発電所の活断層調査については，各機関の研究・調査結果による評価に加え，事業者である当社としても，それらの評価を踏まえた敷地及び敷地周辺の詳細な調査を行っています。

当社が実施しました「陸域・海域における複数の弾性波探査」，「積丹半島の東西に分布する段丘や海岸地形に関する調査」などの結果，積丹半島西岸に面する海域には，活断層が存在する可能性は十分小さいと考えられます。

加えて，当社は，泊発電所の安全性をより一層高める観点から，積丹半島北西沖に活断層を仮定することとし，その断層規模についてもより保守的な評価を実施しており，新規制基準の適合性審査においても，断層規模を含む当社の地震動評価について「おおむね妥当」との評価をいただいています。

したがって，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章 地熱発電の更なる推進

第44条 地熱発電をよりいっそう推進する

▼提案理由

日本列島では四つのプレートが交錯している。プレート境界では地震や火山活動が活発で、原子力発電所の立地には不適だが、地熱エネルギーを産み出している。

日本は、世界第3位の豊富な地熱エネルギーを有し、とりわけ北海道は地熱に恵まれている。

地熱発電は季節や天候に左右されず、発電コストが安く、純国産でエネルギーの安定供給・自給率の向上につながる。二酸化炭素の排出量が少なく、地熱発電後の温水を地域暖房や温室栽培の熱源に利用できる。また世界の地熱発電タービンの多くが日本製という優位性がある。

地熱発電は、開発リスクがあり、資源調査から事業開始までの開発期間が長いデメリットはあるが、原子力発電のような過酷事故による放射能汚染の心配がない。

当社は2.5万kWの森発電所を1982年から稼働し40年以上の運転実績があり、2023年からは2千kWの森バイナリー発電所の運転を開始した。地熱発電の更なる推進を提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、火力に加え、再生可能エネルギーである水力・太陽光・風力・地熱など、様々な電源をバランス良く活用していくことが必要です。

当社は、カーボンニュートラルの実現に向けた方策の一つとして、グループ全体で再生可能エネルギーを利用した電源の開発に取り組んでおり、地熱発電については、天候に左右されず安定した電力供給が期待できることから、森発電所やその未利用熱エネルギーを利用した森バイナリー発電所の安定運転に努めています。また、ルスツ地域や京極北部地域といった道内の有望地域において開発調査を進めるなど、さらなる展開に向けた取り組みを行っています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第13章 コンプライアンス・ガバナンス体制強化 企業倫理委員会の在り方

第45条 企業倫理委員会の在り方を監視する外部委員を置く

第46条 企業倫理委員会を一般株主が傍聴可能にする

▼提案理由

近年、公益企業のコンプライアンス・ガバナンス体制について、高い法令遵守の意識、使命感、倫理観を持ち続けることがステイクホルダーから求められている。コンプライアンスを問われる例として、贈収賄、インサイダー取引、談合、不正経理、セクハラ・パワハラ、情報漏洩、環境汚染、人権侵害、虚偽広告などがある。

既存の常務会、各種委員会など、業務部門からは独立して設置することが必要である。企業倫理委員会は、コンプライアンス経営を監督する取締役会の諮問機関として、①顧客や地域社会からの社会的要請を受信する②倫理綱領等への違反に対する再発防止策を検討する③違反者に対する処分等を決定する④コンプライアンス教育を徹底し周知を行うことを成し遂げる役割を担うべきだ。

企業倫理委員会の機能が十分発揮されていることを株主が納得できるよう、外部委員を置くこと、企業倫理委員会を一般株主が傍聴可能にすることを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

コンプライアンスの推進にあたっては、当社代表取締役社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会を四半期ごとに開催し、当社及び北海道電力ネットワーク株式会社が一体となって取り組みを行っています。

企業倫理委員会においては、コンプライアンス活動の公正性・透明性を確保する観点から、社外委員として外部有識者及び北海道電力労働組合本部執行委員長が、コンプライアンスに反する事案への対応策や再発防止対策について取り組みの有効性を確認しています。

さらに、当社監査等委員（常勤）及び北海道電力ネットワーク株式会社常勤監査役がオブザーバーとして出席し、企業倫理委員会の仕組みが適正に機能しているかを確認しています。同委員会における審議等の結果については、当社社外取締役全員に報告し、その際に出された意見をコンプライアンス活動に活かしています。

また、社会的影響が大きいコンプライアンス違反事案については、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみなさまに当社の対応状況をご理解いただけるよう適時・適切に公表しています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第10号議案 定款一部変更の件（6）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第14章 大容量のバックアップ電源を必要とする原子力発電を「脱炭素電源」と称しない

第47条 燃料の採掘・製錬・濃縮時、および停止時のバックアップを含め、泊発電所1、2、3号機の、発電電力量当たりの二酸化炭素（CO₂）排出量の実績値を正確に評価する。

第48条 排出量が他の発電方法による排出量の平均値を超える場合、泊発電所を「脱炭素電源」と称しない。

▼提案理由

GX関連法成立後、核分裂でCO₂が発生しないことをもって原子力発電を再生可能エネルギーと並ぶ「脱炭素電源」とし、気候変動への有効な対策とする言説が聞かれる。

原子力発電は、大規模な施設建設及び安全対策工事、燃料の採掘・製造、ウラン濃縮の際には膨大なエネルギーを使う。13ヶ月毎に行う定期点検及び不具合による停止の際には大容量のバックアップ電源を長期間要する。バックアップ電源が脱炭素電源でない場合には、この間もCO₂が放出される。長期にわたる使用済燃料の冷却、廃炉にもエネルギーを要する。ライフタイム全体で真にCO₂排出削減に資するかについては異論がある。

本会社は泊発電所1、2、3号機それぞれにつき、モデル計算でなくバックアップを含むCO₂排出量の実績値を求め、開示すべきである。原発がライフタイム全体で他の発電方法による排出量の平均値を超える場合には、「泊発電所が脱炭素電源である」とは称しない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

国が本年2月に策定した「第7次エネルギー基本計画」において、原子力発電は脱炭素電源と位置付けられています。

また、一般財団法人電力中央研究所の報告書では、発電の種類ごとに、発電時のCO₂排出量に加え、発電所の建設・廃棄や燃料の採掘・輸送・加工・廃棄物処理を含めたライフサイクルCO₂排出量について公表されています。これによると、原子力発電は、再生可能エネルギーと同様にCO₂排出量が低い水準であるとされています。

当社としては、原子力発電の稼働により火力発電の化石燃料消費量が減少し、CO₂排出量削減に繋がることから、原子力発電はカーボンニュートラルに寄与する重要な脱炭素電源であると考えています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第15章 北海道電力ネットワーク株式会社を完全分離する

第49条 北海道電力ネットワーク株式会社を完全分離する

▼提案理由

本会社の発電電分離は、100パーセント子会社の北海道電力ネットワーク株式会社が発電電を担う、不完全なものである。他地域の事情も同様で、地域分断の色が濃く、全国を統合する供給網の整備は、進んでいない。これが進展すれば全国規模の需給調整が容易になり、電力の安定供給力が向上する。

再生可能エネルギーを活用する余地が広がり、電力価格の低下が期待できる。

全国供給網統合の実現は、電力消費者の利益となり、本会社の利益ともなる。

北海道電力ネットワーク株式会社を独立させ、送電網の地域分断の解消に踏み出すことは、本会社の公益事業者としての役割を果たす道である。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

2020年4月に発電電分離が行われるにあたり、送配電部門の中立性を確保することを前提に、電力の安定供給、社会コスト、資金調達など様々な観点から検討され、送配電部門を別会社化する法的分離の方法が採られたものと認識しています。

災害時や需給ひっ迫時には、一刻も早い停電復旧や停電情報の提供、需給バランスの確保に向け迅速に対応する必要があり、そのためには当社と北海道電力ネットワーク株式会社の連携が重要と考えています。

また、北海道電力ネットワーク株式会社を含む各送配電会社は、安定供給やレジリエンス強化、再生可能エネルギー電源の導入拡大、広域運用の推進などに取り組むとともに、更なる効率化のため、連携した取り組みを進めています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第16章 相談役、顧問の廃止

第50条 相談役、顧問を廃止する。（副会長、参与など役割の不透明な有償役職を設けない）

▼提案理由

この議案は、第89回定時株主総会より継続して提案し、毎回10%を超える賛成率、第100回定時株主総会では16.03%の支持率を得ている。

顧問、相談役等の役職は、報酬を支払いながら開示せず、役割も曖昧で、旧トップの不祥事の隠れ蓑ないし院政を続ける温床となることが株主や海外投資家から疑問視されている。多くの国内企業が顧問・相談役制度を廃止している。本年3月26日のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「相談役・顧問」の項目では、相談役の記載はなく、名誉顧問4名の氏名・役職・地位を公表している。

原子力発電に関連する不祥事や、経営不振に至った責任を問われるべき人物が顧問に就いている。取締役退任後も会社運営に影響を与え続ける可能性はわずかでも容認できない。本会社は今後も有償・無償に関わらず相談役や顧問などの不透明な役職を置くべきではないと考える。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社では、相談役の制度はありませんが、経営層が必要に応じて指導・助言を得ることを目的として、会長・社長経験者に対し、原則として、勤務のない無報酬の名誉顧問を委嘱しています。

名誉顧問が地域社会・経済への貢献、ひいては当社の企業価値向上への貢献を目的として社外活動に従事する必要がある場合には、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会で審議のうえ、取締役会決議により顧問として選任することがあります。顧問は原則として、当社での勤務はなく無報酬です。

名誉顧問、顧問のいずれも、当社の取締役会その他の会議体には出席することはなく、経営層からの報告なども実施しておらず、経営のいかなる意思決定にも関与しないこととしています。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は4名いますが、顧問はありません。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第17章 取締役および顧問への報酬の個別開示

第51条 役員の報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する

第52条 有償の顧問・相談役等の特別な役職に対する報酬について会計年度内に遅延なく公表する

▼提案理由

この議案は、第89回定時株主総会より継続して提案し、毎回10%を超える賛成率、昨年第100回定時株主総会では27.77%の支持を得ている。

毎年の会計報告書には役員報酬は役員の総数に対して総額でしか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。また、公益企業である北海道電力の社会的責任の重さを鑑みれば、個々の役員報酬や有償の顧問など特別な役職の報酬を開示すべきである。

経営上の悪化を理由に、ここ数年、株主配当が無配ないし、5～10円程度の低い配当が続いている。役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。電力料金大幅値上げの申請に至るほどの経営状況下においても役員には少なからぬ金額が支給されている。

無配・低額配当を甘受し続けている一株主の立場として、経営責任のある役員及び顧問それぞれの報酬の開示を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により一任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、当該審議を踏まえ、各人の支給額を決定しています。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、役員株式給付規程に基づき、人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により各人の支給株式数等を決定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、各人の支給額を監査等委員である取締役の協議により決定しています。

さらに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）について、支給される報酬等の総額及び員数を事業報告に記載しています。報酬等の総額を員数で除することにより、それぞれの報酬額の平均が容易にわかるようになっており、取締役会としては、その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役は、株主さまから付託された役割を果たすべく、当社の使命である北海道の電力の安定供給確保をはじめとした事業運営に関わる業務執行及びその監査など、それぞれの職務に忠実に取り組んでおり、相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は4名いますが、顧問はおりません。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第18章 議決権個数の正確な計数

第53条 議決権個数を正確に計数する

▼提案理由

本会社の株主総会において、総会当日に来場した株主の議案に対する賛否は、挙手により確認している。しかし、実際には本会社が確認できる特定株主の挙手のみ数え、大多数の出席株主の挙手は全て無視されていることが明らかになった。

総会当日入場に際して受付に渡す「議決権行使書」に記入された賛否は、特定株主以外は無効とされており、挙手は形骸的に行われているに過ぎない。招集通知により当日、わざわざ参加した熱心な出席株主の意志を反映しないことは不合理であり、不公平である。たとえ前日までにネット分を含む議決権の賛否行使によって採決の大勢が決まっているとしても、出席株主の議決権行使数を、後日金融庁に提出する臨時報告書には正確に記載すべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」では、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を議決権の数に加算しなかった場合にはその理由を臨時報告書に記載することを定めており、総会当日に出席した株主全員の賛否を確認しない取り扱いを認めております。

当社は、議案の採決にあたり、総会前日までの議決権行使結果に加え、総会当日に、可決又は否決の判断に必要な範囲で議長が賛否を確認し、その結果を内閣府令に基づき適正に臨時報告書に記載しております。

当社のように多数の株主さまが出席する株主総会において、出席された株主さま全員の賛否を確認することは、集計に相当の時間を要し総会運営の支障となることから行っておりません。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

以 上